

病床機能転換等に対する支援制度について

(令和6年度 茨城県病床機能転換等促進事業)

- ・二次保健医療圏において、将来、不足が見込まれる病床機能へ転換するための、施設や設備の整備費用および転換に係るリハビリテーション専門職人件費（回復期病床への転換のみ）の一部を助成します。
- ・二次保健医療圏において、過剰な病棟・病室を削減し、他の用途へ使用するための施設や設備の整備費用の一部を助成します。

補助対象(病床転換)

①施設整備

二次医療圏において、必要な病床機能への転換に係る施設の新築、増築又は改修等。



(例)手すりの設置
トイレの改修
壁、床等の改修 等

②設備整備(医療器具等の購入)

二次医療圏において、必要な病床機能への転換に係る医療機器等の購入。
※1品あたりの単価が50千円以上のものが補助対象。



(例)車椅子
リハビリ器具
除圧マット 等

③リハビリテーション専門職人件費(回復期病床への転換のみ)

回復期病床へ転換するために、新たにリハビリテーション専門職(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)を雇用した場合の人の人件費。

※病床転換予定日前6月以内の新規雇用に限る。



補助基準額・補助率

	内容	補助基準額	補助率
病床転換	①施設整備	3,214千円/床	1/2
	②設備整備		
	③人件費 (回復期への転換時のみ)		
病床削減	①施設整備	1,286千円/床	1/2
	②設備整備		

※実際にかかった経費と補助基準額を比較して、少ない方の額に補助率を乗じた額を補助金として交付します。

補助対象(病床削減)



①施設整備

二次医療圏において、過剰な病棟・病室を削減し、その他の用途へ使用するための改修等。

②設備整備(備品等の購入)

二次医療圏において、過剰な病棟・病室を削減し、その他の用途へ使用するための備品購入費等。

※1品あたりの単価が50千円以上のものが補助対象。

・交付決定後、申請にて概算払(交付決定額の90%以内)も可能です。

・土地の取得や整地に係る費用、門、塀若しくは造園に係る費用等は補助対象外です。

・申請については、**地域医療構想調整会議で認められたものに限ります。**

○問い合わせ先○

〒310-8555

水戸市笠原町978番6

茨城県保健医療部医療局

医療政策課 医療計画G

電話:(029)301-3124

Mail: iryo4@pref.ibaraki.lg.jp

過去の補助実績例

(回復期病床整備促進事業における実績)

	整備内容	転換 病床数	転換後の 病床機能	補助額 (交付額)
A病院	・多機能トイレ等整備 ・車椅子、ベッドサイドモニタ等購入	22床	回復期	26,961千円
B病院	・手すり、トイレ等整備 ・車椅子、歩行補助器等購入	24床	回復期	3,916千円
C病院	・増築、トイレ等整備	27床	回復期	43,389千円
D病院	・機能訓練室増設、洗面所改修 ・離床センサー、リハビリ用機材等購入	46床	回復期	12,624千円
E病院	・リハビリ室、病室等増築	8床	回復期	12,856千円